

令和3年11月22日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
東京都高齢者福祉施設協議会
会長 田中 雅英

令和4年度高齢社会対策に関する予算への要望について

日頃より都民の福祉向上に格段のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

第8期東京都高齢者保健福祉計画の理念である「地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける東京の実現」に向け、都内の高齢者施設はさまざまな取り組みを行っています。しかしながら、介護人材不足の深刻化、介護報酬の抑制傾向、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化などにより、高齢者福祉施設をとりまく状況はますます厳しくなっています。例えば、本協議会が実施した特別養護老人ホーム令和2年度経営実態調査(*)では23区内の40.63%が経営赤字に陥っています。市部においても30%を超える施設が赤字です。

高齢者福祉施設・事業所が地域の中で求められる役割を積極的に果たしながら、第8期の計画推進をしていくために下記の事項を要望いたします。

*東京都高齢者福祉施設協議会 令和3年実施調査 速報値による

記

- (1) 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業については、今後も継続いただくようお願い申し上げます。
8月の介護分野の有効求人倍率は一般常用が5.08倍、パート常用が7.47倍（東京労働局発表）となっている。ハローワークからの採用は期待薄の状況が続いている。加えて、法人による宿舎の確保は、都内の不動産賃貸料が高いため、限界があり、地方や外国からの人材確保も進まない状況にある。令和2年度、東京都による介護職員宿舎借り上げ支援事業の利用定員数が拡充されたことにより、採用にあたって他産業と伍して競えるようになってきている。都内における人材確保の切り札と考えられるため、今後も継続をお願いしたい。
- (2) 利用者への福祉、介護サービスの充実がはかれるよう特別養護老人ホーム経営支援補助金等の運営費の一部補助について予算拡充をお願い申し上げます。
東京都高齢者福祉施設協議会の調査(*)では、都内特養（国立・民営）の「令和2年度 経常収支差額」はプラス2.76%である。しかしながら、経営支援補助金を受領している施設がこの補助金を除くと1.35ポイント低下して1.41%になる。都内の特養にとって、この補助金は、施設の経営に不可欠な収入となっている。一方、年々施設が増え、予算額が変わらないので1施設あたりの配分は減少しているといえる。令和元年4月から3年10月にかけて増加した対象となる特養は39施設に上る。ついては、この補助金を昨年度の水準以上に拡充し、引き続き実施していただきたい。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた高齢者施設への迅速かつ適切なPCR検査体制の確保と感染対策強化事業の対象拡大等、蔓延防止対策の一層の充実をお願い申し上げます。
ワクチン接種が進み、施設等では面会自粛などの行動制限緩和が検討されている。一方、ブレイクスルー感染により、クラスターが発生する状況が生じている。また、地域での感染拡大時には保健所の対応や受け入れ病床の逼迫が懸念される。感染を早期に発見し、迅速な対応を図ることが、クラスター発生や重症化の防止につながる。そのため、感染対策強化事業の対象を拡大するとともに、感染の疑いが生じた際には、迅速にかつ広範囲な検査体制が確保できるようにお願いしたい。

以上

令和3年11月22日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
保育部会 部会長 城所 真人

令和4年度保育関係予算への要望について

東京都の保育施策の展開につきましては、かねてから種々ご尽力頂いており厚く御礼申し上げます。また、保育所等における ICT 化の促進や安全対策等、保育の量・質の向上につながるお取組みをいただき重ねて御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況が未だ予断を許さないなか、感染防止に努めながらも、工夫を凝らして子どもたちの育ちに必要な質の高い保育をいかに提供していくか、さまざまな混乱や意見の相違が保育現場で生じる中で、保育を行っている状況であります。

区市町村の対応によって都内の状況は様々である現実ですが、都内各地の保育ニーズに着実に応えるとともに、子どもの最善の利益が考慮された保育を推進していくため、保育部会としても更なる取組に努めてまいりたいと考えています。

東京都におかれましては、保育施策の充実にむけて、別紙要望事項につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

保育の質を向上させるための保育士と事務担当者の人材確保施策の強化

①充実した人材確保、定着に向けた施策の実施

近年、待機児童対策のため保育所の新設、定員の増員など各園、自治体で量の拡充を図ってきた。一方で保育人材の確保が追い付かず、保育士不足は深刻な状況にある。さらに質を確保したまま、多様な保育ニーズに対応するためには配置基準以上の保育士を確保する必要がある。そのため、慢性的な人材不足の状況で人材紹介会社を利用している保育所、法人の中には、運営費から多額の紹介料が支出されている状況もみられる。また、保育所と保育者のマッチングがうまくいかず定着に至らない状況が生まれていることも、慢性的な保育士不足の一因となっている。

本来、運営費はより良い入所児童の処遇を求め、保育の質を高めるために使用されるべきものである。紹介会社に依存することなく、運営費を本来の目的である保育の質を高めるための施設の改修、職員処遇の改善、研修の充実などに費用をかけられるよう、より充実した保育に対する人材確保施策の実施をお願いしたい。

②今後の少子社会を見据えた中での保育の質の向上に対する取り組みへの支援

1, 5 7ショックという言葉が生み出された1990年以降、少子化の流れは歯止めがからず、平成生まれの世代が子育て世代の中心となっている現在、子どもの数はますます減少していく傾向にあり定員未充足の保育所は今後も増えていくと考えられる。

ただ、保育所は定員に満たない状況であっても、急な転居や産前産後休業及び育児休業終了後の職場復帰などの際に、速やかに保育所が利用できる状況にあることは、子育て家庭の安心感につながることから入所児童数に対する配置基準以上に、保育者を確保しておく必要がある。保育所の役割は、子どもの保育のみならず、安心して子育てができる地域づくりや保護者支援等、待機児解消以外にも地域社会の資源として重要な任務を担っている。また、児童虐待が大きな問題となる中で、社会的養護の担い手としても保育士の役割はさらに広がっている。

その中で、サービス推進加算やキャリアアップ補助については、事業を継続するために保育士の雇用を継続しても、一定数の需要がなくては保育所の収入に繋がらないため、事業の利用者が多い園と少ない園との格差が広がっている。また、新型コロナウイルスの影響で事業の需要が減った園でも、収支に大きな影響を及ぼしている。

様々な保育施策を実施し、また職員処遇の向上についても将来に向けて安心して取り組めるよう、定員割れに対する新たな補助制度の創設など、少子社会においても様々な取り組みを行う園に対する支援をお願いしたい。

③保育従事職員宿舍借り上げ支援事業の継続

人材確保施策として一定の効果をあげてきた、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業については、賃料が高い都内における人材確保策として非常に有効な支援となっている。国の基

準を拡充している都独自の支援が、他県から人材を呼び込めることにも寄与しているため、本事業の継続及び支援内容の維持をお願いしたい。

④保育の質を確保するための事務担当職員の配置

社会福祉法人改革により、法人理事会・評議員会への対応や運営について、ガバナンスの強化、様々な記録・保存書類の作成、会計処理などの事務も年々増加傾向にある。令和元年度より新たに給食材料費の徴収に伴う事務や管理も発生するなど、さらに多種多様な事務に対応するなかで、業務量が膨大となっている。特に保育所は小規模な法人が多いことに加え、正規職の事務員が配置基準に含まれていないこともあり、多くの園で園長、主任保育士が事務を担っている。そのため、本来の管理業務に支障をきたす恐れもあり、質の高い保育を維持するためにも、事務担当者の充実が不可欠な状況となっている。

事務業務については業務の簡略化、ICT活用による負担軽減が必要なことは言うまでもないが、年々進歩するITシステムに迅速に対応するためにも事務担当者の配置は必要と考えられる。状況に見合った施策の実施をお願いしたい。

保育士はもちろん、栄養士や事務員など間接処遇職員も含め、必要な人員配置が保育の質を向上させることから、状況に見合った職員雇用のための補助をお願いしたい。

保育制度の多様化に伴う地域間格差の是正について

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、区市町村の子育て施策に対する責務がより重くなる中で、地域性に合わせて保育施策を充実させることが求められる一方で、多様な保育施策を展開できる自治体と、予算上困難な自治体との格差が生じ始めている。

少子化と晩婚化による子育て世代の減少は顕著であり、東京の場合は他県からの人口流入と、西多摩の山間部の過疎化などから、待機児問題と定員割れ問題が同居しており、地域間の格差が広がりつつある。

保育所の役割は、入所児童に対する質の高い保育の提供とその保護者支援だけではなく、東京のどの地域にあっても安心して子育てができる地域作りに貢献することにもある。各保育所や区市町村の努力が求められるのはもちろんであるが、安心して保育の質の向上が伴った保育所運営に取り組めるよう、さらなる保育施策、補助制度の充実をお願いしたい。

乳児保育の質を向上させるための適切な配置基準について

平成30年に保育所保育指針が改定され、健全育成に対するケアはもちろんのこと、応答的な関わりの中で他者との信頼関係を構築することや、感性を育てることなど乳児保育に関するねらいがより細かく定義された。

一方で、保育士配置の最低基準は昭和23年の制定以降、わずかな改正にとどまり、厳しい配置基準のままであるにも関わらず、保護者支援、発達や医療的ケアに配慮を必要とする子どもの受け入れなど業務は、高度なものが求められ、保育士の負担も増している。

乳幼児の発達に関する研究が進む中で、乳児期の保育は特に質の向上に力を入れるべき課題であるが、乳児の受け入れの量だけが社会状況の中で喫緊の課題とされ、乳児保育の質の向上についての議論は後回しになっている。特に1歳児については、月齢や家庭環境によって発達に大きな差が見られる子どもたちに、個々に質の高い保育を提供するうえに、子育ての経験が少なく不安を抱える保護者への対応も必要であり、保育士のスキルが求められる。関わり方により今後の成長を左右する大切な時期の配置基準としてはあまりにも脆弱な状況で保育者に負担が強いられている。小学校の学級上限人数も改正されるなかで、成長の基礎を育む保育所の保育士の配置基準についても緊急の課題として改正が求められている。

保育士の人材不足や各自治体の財政状況が課題となっている現状で、配置基準の見直しは困難を伴うと考えられるが、乳児保育の質をより向上させるためにも、基準以上に保育者を配置している園への加算、保育の質を向上させるための研修等を受けやすい職場環境を構築している園に対する加算、心理士の巡回支援等の強化などについて、より充実した施策をお願いしたい。

デジタル社会における保育とICT化について

新型コロナウイルス感染症の流行と、最初の緊急事態宣言期間中の、長期にわたる大半の家庭への登園自粛要請は、保育の在り方を考える転機となった。

保護者の行事への参観も難しい状況で、保育者の手遊び、日常の保育の様子及び行事などのリモート配信などの試みも報告されている。研修や行政説明などもオンラインで行われる機会が増えている。生身の人間同士のコミュニケーションが重視される保育の世界であっても、デジタル社会を見据えたコミュニケーションの発達を促す手段の一つとして、ICT化は無視できない状況にある。

ただ、法人の状況により早急なオンライン環境の整備が難しい園や、自治体からの予算がつかない多数の公立保育所では、オンラインシステム導入の目途が立っていないことも多く、保育者の研修や情報共有の機会が減少していることから、情報格差（デジタルディバイド）が生じ始めている。また、小規模な法人が、独自性を発揮しながら地域に根ざして運営しているケースも多い保育所では、経営の効率化だけを追求してICT化を推進するのは難しい状況もある。業務軽減のためにICT化を推進している保育所についても、システムが運営規模に見合わず費用対効果が悪い、メンテナンス費用をはじめとするランニングコストの増加など新たな課題も出現している。

多様な法人規模が混在する保育所の現状に見合ったデジタルトランスフォーメーションを推し進めていくためには、ICT導入だけでなく、ICTシステムを継続して発展的に利用できるよう、より拡充された支援をお願いしたい。

令和3年11月22日

東京都知事 小池百合子様

東京都社会福祉協議会
児童部会 部会長 土田秀行

令和4年度社会的養護関係予算への要望について

東京都の児童の社会的養護につきましては、かねてから種々ご尽力いただいております。厚く御礼申し上げます。

児童虐待通告や、これによる一時保護は引き続き増加の一途であり、ニーズに即した社会的養護体制の拡充が急務となっています。他方、依然として東京都におけるコロナ禍の影響は大きく、施設の運営を不安定なものにしています。また、施設で生活する児童等や退所者の生活にも様々な困難が生じており、都独自の施策も強く求められています。

東京都社会的養育推進計画の実現が、真に社会的養護の下で生活する児童等や退所者の生活向上に結び付き、また全ての児童の地域生活を支えるものとなる様、当部会は令和4年度の予算編成において下記の事項について反映していただきますよう要望いたします。

記

1 児童等の自立支援の強化・拡充

一般家庭との間で格差が顕著な高等教育の保証に向け、環境の整備をお願いいたします。また、社会的養護自立支援事業および児童自立生活援助事業、地域生活支援事業等の拡充を行い、施設等からの安定的な社会的自立に向けた支援体制の強化を図ることをお願いいたします。加えて、児童養護施設と比較しても改善が遅れている自立援助ホームの職員体制強化をお願いいたします。

2 施設の高機能化および多機能化、小規模かつ地域分散化への対応

被虐待の影響等から重篤な発達課題を有する児童が増えています。本体施設の体制強化と専門機能強化型児童養護施設の更なる機能強化、グループホーム支援体制の維持・拡充、地域の子育て支援・虐待予防機能の強化をお願いいたします。

3 人材の確保・定着・育成に向けた支援

保育所同等の人材確保等支援事業の実施、職員の定着と児童の権利擁護に向けた管理職を含む人材育成体制の確立をお願いいたします。

令和3年11月22日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
乳児部会 部会長 都留 和光

令和4年度 乳児の社会的養護に関する予算要望について

東京都の乳幼児の社会的養護につきましては、かねてから種々ご尽力頂いており厚く御礼申し上げます。東京都内に11か所の乳児院があり、全都の緊急時の受け皿として又、地域の乳幼児を持つ家庭の支えとして里親支援をはじめ地域の福祉サービスの要となるべく日々努めております。

昨年来の新型コロナウイルスの感染症終息が見通せない中、乳幼児の受け入れにつきましては、慎重に検査等を重ねて対応をしております。又、制限の多いコロナ禍にありながら、乳幼児期の大切な育ちのためにも里親家庭や実親家庭への交流など工夫をしながら積極的に取り組んでおります。

24時間365日の運営を行っている乳幼児唯一の施設である乳児院の役割及び期待は高まるばかりです。今後もその期待に応え、そしてより充実した支援を展開するためにも、下記内容を中心にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1 社会的養護の必要な乳幼児に対する養育体制の整備

緊急入所児童や増加する専門的ケアが必要な子どもたちへの適切な養育に加え、市町村との連携を強化しながら地域に向けた支援を充実させて頂けるよう、職員配置や施設の整備について以下の4点を要望致します。

- (1) 緊急一時保護受入の適正配置(夜間受け入れ対応・感染症隔離体制対応)
- (2) 新生児等の健康と安全を守るための職員の適正配置
- (3) 発達障害児等の養育支援(地域医療との連携)
- (4) 地域子育て支援、親子支援のための専門職の増配置及び職員配置基準の引き上げ
(産前産後母子支援事業など乳児院の機能強化)

2 社会的養護を支える人材の確保と基盤の整備

24時間夜勤のある職場ゆえの難しさもあり、乳児院においても専門性を有した職員の確保・定着が喫緊の課題です。併せて災害時の人材確保も求められます。社会的養護を支える人材ならびに基盤整備に関しまして以下の3点を要望致します。

- (1) 事務職員の現状に即した複数配置
- (2) 小規模グループケアでの適切なケアに要する職員確保
- (3) 養育担当職員の配置基準の引き上げ

以上

令和3年11月22日

東京都知事 小池 百合子 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

身体障害者福祉部会 部会長 安川雄二

知的発達障害部会 部会長 小池 朗

障害児福祉部会 部会長 草野時典

東京都精神保健福祉連絡会 運営委員長 眞壁博美

令和4年度障害福祉関係予算への要望について

平素より、障害を持つ都民の福祉向上につきましては、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大につきましても種々の事業が実施されておりますことに、心より感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、障害者やその家族、支援者にも多大な影響を与えました。障害のある人の生命を守り、安全・安心な生活を送ることができるよう、施策のより一層の充実が求められています。そのようななか東京都では、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会」の実現を目指し、令和3年度から5年度までを計画期間とする新たな「東京都障害者計画」「第6期東京都障害福祉計画」及び「第2期東京都障害児福祉計画」として、「東京都障害者・障害児施策推進計画」が策定され、実施されているところです。

しかし、障害のある人が地域の中で当たり前のように暮らしていくためにはまだ課題が山積し、コロナ禍もあり困難さを増しております。私たちも一層の努力をいたしますが、それを支える基盤の整備につきましては、東京都の支援が不可欠です。

厳しい経済情勢の下ではありますが、東京都におかれましては、障害福祉施策の向上にむけて、以下の点につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

知的発達障害部会／身体障害者福祉部会

1 「新型コロナウイルス感染症」対策を踏まえ、障害のある人が安心して暮らすことができる支援策の構築について

新型コロナウイルスは、障害のある人や事業所にも多くの困難をもたらしています。社会福祉施設は社会生活維持のために必要な事業で事業継続は大きな課題であるため、積極的な施策展開をお願いします。

- (1) 今後も継続して感染症対策を行う必要があるため、引き続き衛生用品の確保や調達、保管場所の確保について対策を講じてください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連して利用率の減少等による減収により、事業継続が困難となる施設・事業所への補償制度を構築してください。
- (3) 障害のある人の日常生活を途絶えることなく支援するために、自宅外から業務に従

事した職員への宿泊費用手当や施設職員への危険手当の確保、保育園・学童保育等での預かりが必要であることの表明など、職員への支援策を講じてください。

2 福祉人材の確保・育成・定着について

人材の質がサービスの質を決めるとも言われている福祉業界において、人材の確保と育成は事業継続の面からも最重要課題となっています。これまでも人材確保・定着にむけた取組みが実施されていますがまだ十分ではありません。今後もより一層の人材確保にむけた積極的な取組みをお願いします。

(1) 「障害福祉サービス等宿舎借り上げ支援事業」の拡充

平成 30 年度より人材確保・定着に向けた取組みとして実施され、令和 3 年度には対象者の拡大が図られていますが、分野別・職種別の格差もあり十分ではありません。対象となる職員の範囲を緩和し、拡大してください。

(2) ICT活用促進策の拡充

介護保険施設等では、すでに「介護保険施設等におけるICT活用促進事業」が実施されているところです。障害福祉分野においても令和 2 年度よりモデル事業が実施されておりますが、初期投資が大きく導入の妨げになっています。限られた職員でより質の高い支援を行うとともに、離職率の低下や職場環境の改善等、福祉人材の定着に資するためにも、ICT活用のための助成のさらなる拡充をお願いします。

3 障害者グループホームや障害者支援施設等、安心して暮らせる住まいの場の充実について

東京都でのこれまでの施策により、すでにグループホームの定員は障害者支援施設の定員を大きく超えています。利用者やご家族の高齢化等が進む中、重度障害のある方が暮らせる場が少なく、他県の障害者施設にまで住まいの場を求めざるを得ない実態があります。「地域生活支援型入所施設」利用後の地域での住まいの場もより求められており、障害者の住まいの場のさらなる充実をお願いします。

(1) 医療連携型グループホームの設置促進のため、補助の見直しをしてください。

(2) グループホーム開設に伴う整備費補助の単価を引き上げてください。

(3) 障害の重度化・利用者の高齢化への対応として、夜間体制加算創設や看護師配置のための仕組み創設や、必要な改修費補助制度の創設をしてください。

(4) 地域の実情に合わせ、必要な地域には複数個所の地域生活支援型入所施設を設置してください。

障害児福祉部会

1 重症心身障害児者を対象とした施設における看護師の確保・育成策支援の継続について

重症心身障害児者の施設においては、看護師が新型コロナウイルス感染症対策上でもますます重要な役割を担っています。自ら体の不調を訴えることが難しい利用者が多い中、看護師には障害児者支援に関する知識と経験が求められるにもかかわらず、その確保は非常に困難な状況にあります。今後も病院看護師と同等の処遇や充実した研修の機会を提供できるよう、支援の継続をお願いします。

2 重症心身障害児者施設の短期入所支援の強化について

医療度の高い低いに関わらず、重症心身障害児者施設は地域の医療が必要な障害児・者の短期入所を一手に引き受けています。近年では医療的ケア児の増加や家族形態の多様化により需要はますます高まっていますが、ベッド数は伸び悩んでいるのが現状です。短期入所は長期入所よりも更に慎重な病状把握、体調管理を必要とし、また支援の高度化によりケアも複雑化していることから手厚い職員配置などを必要としています。短期入所ベッドの維持、増床のためにも更なる支援の強化をお願いします。

3 重症心身障害児者施設の設備、機械・器具等の整備に要する更なる支援について

重症心身障害児・者の方々は、生活の質を高めるための発達促進や、心身を良好な状態で維持するために、様々な環境や機器・器具を必要としています。また、近年では入所者の高齢化や更なる重症化に伴い、より療育内容は様々な環境下で様々な機器を用いた個別対応が求められています。日中活動・余暇活動の新たな取組が課題となっている状況もあり、諸感覚を刺激するスヌーズレンや障害者向けの ICT 機器によるコミュニケーション支援、感覚・運動、情報等、生活の質を高める活動はますます必要とされています。今後、重症心身障害児者施設の設備、機械・器具等の整備に要する更なる支援の検討をお願いします。

東京都精神保健福祉連絡会

1 地域に暮らす精神障がい者へのアウトリーチ事業（訪問医療事業）について

アウトリーチ事業については都道府県、政令指定都市、東京都特別区、中核市が実施することになっています。東京都の現状は三か所の都立精神保健福祉センター及び世田谷区、練馬区、豊島区、八王子が実施しているのみです。

精神障がい者は年々増加しており、東京都の精神保健福祉手帳交付件数は平成 30 年度 118,352 件で平成 18 年度交付件数 40,123 件の 3 倍にもなっています。また、自立支援医療支給認定件数も平成 30 年度は 226,704 件でしたが、平成 18 年度 127,490 件の 1.8 倍にもなっています。

支援は、高齢になるほど難しくなります。何の支援も受けずに放っておかれることで病状が悪化し精神科病院への入院しか打つ手がなくなる事例があります。一方で長期化重度化する前に手厚い支援が入り、就労出来るまでに回復する事例があります。

東京都では、令和元年より「東京都ひきこもりに係る支援協議会」が設置され、有意義な意見交換がなされています。その討議内容を是非実行に移してください。精神保健福祉に繋がらない地域の方々を有効な支援に繋げ、精神科医療の必要な方々を医療に繋げてください。

そのための具体案として、次のことを要望します。

- (1) すべての都立保健所管内にアウトリーチ事業所を複数個所設置してください。
- (2) 23区でアウトリーチ事業の未実施の区に東京都から支援を行ってください。
- (3) 都立精神保健福祉センターのアウトリーチ事業を、期限を無くし保健所を介しての利用ではなく直接支援にするなど利用者にとって有意義な支援となるよう仕組みを改善し、支援内容を充実させてください。

2 「福祉ビジネス」への東京都の対応について

「障害者雇用ビジネス」と呼ばれる業務形態が急激に拡大しています。具体的には、「代行会社」が、「障害者雇用率未達成企業」を募集した上で、障害者を特定の場所に集め、そこで商品価値のない農作物（販売はしない）などを栽培することを「仕事」として行なわせ、依頼先の企業が障害者雇用を実施しているとみなす業態です。

端的に言うと「障害者雇用率の売買」であり、障害者自身や生産する商品が社会とつながりを持たない状況を生み出しています。これは、共生社会・ソーシャルインクルージョンと逆行する、いわば「現代の隔離施設」と呼べる業態と言えます。

また、同じような問題として、資産運用などを目的として開設される支援力の無い精神障がい者のグループホームが急速に増加し、トラブルや事故が増えているという実情があります。

このような実態から、次のことを要望します。

- (1) 「障害者雇用ビジネス」に対して、東京都として問題を認識し、後押しをしないください。
- (2) 支援力の無いグループホームの状況を詳細に把握し、グループホームが支援力を付けていけるような施策を打ち出してください。